

株式会社ハルディン行動計画

社員が仕事と生活の調和を図ることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を次のように策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 4年 10月～ 制度に関する資料を作成 社内掲示板や電子メールによる社員周知

目標2:全社員の年次有給休暇取得率を60%以上にする。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 取得率未達成の社員へヒアリング等を実施、問題点の検討
- 令和 4年 10月～ 全体の取得率の推移を社内掲示板や電子メールによる社員周知